

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 長尾

(電話) 06-6949-6446

令和7年2月7日

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業）の譲渡譲受
認可にかかる処分について

一般乗用旅客自動車運送事業（個人タクシー事業）の譲渡譲受認可にかかる
処分について、別紙のとおり公表します。

配布先

陸運記者会

(ハイタク部会)

近畿運輸局自動車交通部
 担当: 旅客第二課
 電話: 06(6949)6446

個人タクシー譲渡譲受の処分について

令和7年2月7日
 近畿運輸局自動車交通部

管内各地区からの申請について、下記のとおり処分しましたのでお知らせします。

記

1. 処理件数等

受付期間 譲渡譲受令和6年6月1日～令和6年9月30日
 申請件数 10件、審査件数 10件、認可件数 10件

2. 認可件数等

譲渡譲受	申請	審査済	認可	率(%)	60～ 64歳	50～ 59歳	40～ 49歳	35～ 39歳	35歳 未満	最高 年齢者	最低 年齢者
大阪市域交通圏	1	1	1	100.0%	0	0	1	0	0	/	/
北摂交通圏	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
京都市域交通圏	7	7	7	100.0%	2	2	2	1	0		
神戸市域交通圏	2	2	2	100.0%	0	2	0	0	0		
姫路・西播磨交通圏	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
奈良市域交通圏	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
大津市域交通圏	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
和歌山市域交通圏	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
合計	10	10	10	100.0%	2	4	3	1	0	64歳	38歳